

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、国税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたため、国税当局は特定個人情報を保有している。
- ・国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、賦課・徴収事務を行うに当たって国税総合管理システム(KSK2)を利用する。
- ・国税総合管理システム(KSK2)は、全国の国税局(所)と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、関連するシステムも活用してこれらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入されたコンピュータシステムである。
- ・国税総合管理システム(KSK2)では、オンプレミス環境及びクラウド環境のハイブリッド構成となるが、提出された特定個人情報の保管は、認定クラウド等を除くオンプレミス環境のみに限定される。
- ・なお、オンプレミス環境に保管されるデータは、「ISO/IEC27001:2013及びJIS Q 27001:2014」の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けているデータセンターにおいて管理される予定である。
- ・国税総合管理システム(KSK2)は、令和8年度の本格稼働を目指して開発を進めているところであり、今後の開発過程で、この評価書の記載に影響する事象が生じた場合は、順次適切に対応する。

評価実施機関名

国税庁長官

公表日

令和7年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国税関係事務
②事務の概要	<p>・国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現等を任務としているところ、特定個人情報保護評価における特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、①個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の收受(受付事務)、②受け付けた申告書等の処理、納税者からの納税の管理、納税者への還付金の支払、税務調査による適正な申告がなされていることの確認及び期限内に納税がない者への滞納整理等(賦課・徴収事務)がある。</p> <p>・受付事務では、税務署等において、書面で個人番号が記載された申告書、法定調書、申請・届出書を收受するほか、申告、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット、専用線又は認定クラウド等※を通じて收受を行う。</p> <p>・納税者等から、公金受取口座の登録を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該登録を希望した者に係る預貯金口座の情報を「口座情報登録システム」に連携する。</p> <p>・納税者等から、公金受取口座の利用を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該利用希望者に係る預貯金口座の情報について、国税総合管理システム(KSK2)から情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。</p> <p>・投資家の投資簿価残高の総額を最新の取引金融機関に提供するため、最新の投資者情報を認定クラウド等(NISAクラウド)に連携する。</p> <p>・納税者から、マイナポータル経由で自己情報の連携依頼があった場合、源泉徴収票や住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書の自己情報を国税総合管理システム(KSK2)内で特定し、個人番号を含まない個人情報を連携する。</p> <p>※「認定クラウド等」とは、申請等を行う者が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うため又はNISAの各金融機関における投資簿価残高の合計額を算出し、当該合計額を最新の取引金融機関に提供するために利用することを前提として提供事業者が国税庁長官の認定を受けているものをいう。</p> <p>なお、提供事業者が国税庁長官の認定を受けるためには、認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件に適合することが必要となる。</p> <p>・賦課・徴収事務は、税務署において、納税者等から提出される個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の情報の入力を行い、特定個人情報ファイルとして保存し、申告書等情報及び申告により確定する納税額や還付金の管理を行うとともに、提出された申告の内容が適正かどうか税務調査により確認を行い、期限内に納税がされない場合には財産の差押え等の滞納整理などを行うものである。</p> <p>・これらの一連の業務には、国税総合管理システム(KSK2)群のシステムが利用される。</p>
③システムの名称	国税総合管理システム(KSK2)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)收受・入力特定個人情報ファイル、(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)法人税特定個人情報ファイル、(13)消費税特定個人情報ファイル、(14)査察特定個人情報ファイル、(15)不服申立関係特定個人情報ファイル、(16)徴収特定個人情報ファイル、(17)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル、(18)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</p> <p>・別表(第9条関係) 第25の項、第36の項、第57の項</p> <p>・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号</p> <p>2 国税通則法(昭和37年法律第66号)</p> <p>・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)</p> <p>3 その他、所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)第5条(国外財産調書の提出)等</p> <p>4 租税に関する相互行政支援に関する条約第6条(自動的な情報の交換)等</p> <p>5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律</p> <p>・第5条(登録の特例等)、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第50の項、第82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
②所属長の役職名	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報を保有する部局で受け付ける。具体的には、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 国税不服審判所管理室 各国税局(所)総務部総務課 国税不服審判所各支部管理課 各税務署総務課 <p>※ 各請求先の住所・電話番号等については、国税庁ホームページを参照。 (https://www.nta.go.jp/about/disclosure/madoguchi/index.htm)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体情報システム機構への照会は、その要否がシステムにより自動的に判定され、照会が必要と判定された場合は、システムから自動的に問合せが行われる。 ・職員の確認により地方公共団体情報システム機構への照会を行う際には、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、基本4情報を含む検索条件を基に、照会を行うことが可能である。 ・不必要な情報入手の牽制及び事務処理に必要な者の情報入手の有無について事後の確認を目的として、アクセスログを取得する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月4日	I 関連情報 ②事務の概要	・(略)	(同左) ・賦課・徴収事務において、国税当局・地方公共団体間で、地方税ポータルシステム(eLTax)を経由して、国・地方税に係る特定個人情報(個人番号を含む課税・滞納情報)の提供を相互に行う。	事前	
令和7年6月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲)関係別表第(以下略)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・別表(第9条関係) 第25の項、第36の項、第57の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号(同左)	事前	
令和7年6月4日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和7年6月4日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和7年6月4日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和7年6月4日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事前	
令和7年6月4日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(新規)	・地方公共団体情報システム機構への照会は、その要否がシステムにより自動的に判定され、照会が必要と判定された場合は、システムから自動的に問合せが行われる。 ・職員の確認により地方公共団体情報システム機構への照会を行う際には、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、基本4情報を含む検索条件を基に、照会を行うことが可能である。 ・不必要な情報入手の牽制及び事務処理に必要な者の情報入手の有無について事後の確認を目的として、アクセスログを取得する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和7年6月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	[○]全項目評価書又は重点項目評価を実施する	事前	
令和7年6月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限)関係別表第2 第57の2	○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第50の項、第82の項	事前	